

山梨県公報

第二千六百四十四号

平成二十八年

十月二十日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定の解除の予定(二件)……………八四七
- 道路の区域変更……………八四七
- 道路の供用開始……………八四七
- 都市計画の変更……………八四八
- 一般競争入札について……………八四八
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………八五六
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………八五六
- 公共測量の実施……………八五七
- 公安委員会……………八五七
- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………八五七

告示

山梨県告示第三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年十月二十日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 解除に係る保安林の所在場所 上野原市桐原字城山九三三三の二から九三三三の四まで、九三三五の四、九三三六の三
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

山梨県告示第三百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のよ

うに保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年十月二十日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 解除に係る保安林の所在場所 上野原市桐原字城山九三三五の二、九三三五の三、九三三六の四
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

山梨県告示第三百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
南巨摩郡南部町万沢字白鳥山六六〇一番一 地先から 南巨摩郡南部町万沢字白鳥山六六〇一番一 地先まで	一一・〇〇	二〇・四	一一・二 二五・五	一五・九

山梨県告示第三百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十八年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	北杜八ヶ岳 公園線	北杜市須玉町若神子古城三三 五八番一地从先から 北杜市高根町下黒沢字坂上二三 一番二地先まで	八六四・七	平成二十八 年十月二十 一日

山梨県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類 韮崎都市計画道路（三・五・一号本町給見堂線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年十月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする役務の名称及び数量
 - (一) 名称 山梨県新税務システム構築業務
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする役務の様態等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成三十二年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部税務課

三 一般競争入札の参加資格 入札者が単体企業の場合にあつては1に、共同企業体（以下「JV」という。）の場合にあつては2に示すとおりとする。

1 単体企業の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれにも該当しない者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされていない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないもの

(四) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けている者
(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいる者

(六) 平成二十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十八年山梨県告示第百二十五号）の一に定める競争入札に参加することができる者であり、取扱業種に「システム開発」が登録されていること。

(七) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成十年四月一日）」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。

(八) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(九) 本件仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISMS（情報セキュリティ管理システム）について、ISO二七〇〇一の基準に適合することの認証を取得している者

2 JVの場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(一) JVの構成員の資格要件

ア 構成員の全てが1(一)から(八)までの要件を満たすこと。

イ 1(九)は、代表構成員が該当すること。

(二) JVの資格要件

ア JVの構成員は、三社以内であること。

イ J Vの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
ウ J Vの各構成員は、他のJ Vの構成員として又は単独で本件入札に参加して
いないこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 平成二十八年十月二十一日(金) から同年十一月四日(金) まで
(山梨県の休日を含める(平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
 - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部税務課
- 五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所
- 2 入札説明書の交付方法 平成二十八年十月二十一日(金) から同年十一月四日(金) までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで四3に掲げる場所において直接交付する。なお、交付に当たっては、秘密保持に関する誓約書及び三1(九)の要件を満たす者である証明書等を提出すること。また、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六7(二)の問い合わせ先に電話連絡すること。

- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十八年十二月九日(金) 午後二時
- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディア
ルーム

- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部税務課宛てに平成二十八年十二月八日(木) 午後五時までに到着するように送付すること。

- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

- 四 入札公告において示した入札書の受領期限までに入札書が到達しなかったとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法

- (一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。
- (二) 次に掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、別記落札者決定基準により算定された価格点と技術点を合計した総合評価点が高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案書の内容が入札説明書に添付する技術提案書作成要領で指定する必須項目を全て満たしていること。

- (三) 低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札決定が有効とならない場合がある。

六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 免除
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否 要
- 7 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (二) 詳細は、入札説明書による。

- (三) 問い合わせ先 山梨県総務部税務課(電話〇五五―二三三―一三八)

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required:

Development of New Taxation System for Yamanashi Prefectural Government I set

2 Date and time for tender:

2:00 PM December 9, 2016

3 Bureau in charge:

Tax Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1
Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1388

別記

落札者決定基準

この基準は、山梨県新税務システム構築業務委託の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、入札価格及び入札価格以外の条件が最も有利な者を決定するため、必要な事項を定めるものとする。

1 落札者の決定方法

落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、入札価格に関する評価点（以下「価格点」という。）と入札価格以外の条件に関する評価点（以下「技術点」という。）の合計（以下「総合評価点」という。）が最も高いものを落札者とする。

なお、技術点については、学識経験者4名、県職員3名から構成される山梨県新税務システム構築業務委託事業者選定委員会において評価する。

2 総合評価の方法

(1) 総合評価点

価格点＋技術点＝総合評価点

(2) 価格点及び技術点の配分

（別表第1）のとおりとする。

(3) 価格点の算定方法

入札価格については、次に示す計算式に基づき点数化する。入札価格は入札書に記載された金額とする。

価格点＝ $300 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

(4) 技術点の算定方法

（別表第2）評価基準書により評価した基礎点及び加算点の合計とする。

技術点＝基礎点＋加算点

技術点は、次により点数化する。

ア 基礎点 技術点の評価項目で必須となる項目には基礎点（1点）を与える。この項目に記載がない場合は失格とする。

イ 加算点 提案内容に応じて各項目の配点を限度に次の4段階で加点する。

A：100%（想定以上の優れた提案がある。）

B：70%（想定した提案がある。）

C：40%（必要最低限の提案がある。）

D：0%（評価すべき提案がない。）

(5) 有効数字

価格点及び技術点の算定に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目を四捨五入する。

3 落札者の決定に当たっての留意事項

(1) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札者それぞれの価格点、技術点が異なる場合

技術点が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの価格点、技術点と同じ場合

くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については、別途連絡を行う。なお、くじ引きを行わない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が入札者の代わりにくじ引きし、落札者を決定する。

(2) 落札者が契約等を締結しない場合

落札者が契約等を締結しない場合は、次順位と評価された者と契約の交渉を行う。

(3) 総合評価の対象が1者である場合

予定価格の制限の範囲内で入札した者で、かつ失格でない場合に限り、落札者とする。

(4) 極端な低価格で入札が行われた場合

極端な低価格で入札が行われた場合は、山梨県新税務システム構築業務委託契約低入札価格調査実施要領に基づき、調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合は、総合評価点が高い者ではなく次順位以降の者と契約する場合がある。

(別表第1)

評価要素		配点	合計点（上限）
価格点		300点	300点
技術点	基礎点	30点	600点
	加算点	570点	
合計（総合評価点）			900点

(別表第2)

評価基準書

項番	評価項目			必須項目	企画提案事項	基礎点	加算点
	大分類	中分類	提案項目				
1	全般的事項	基本的な考え方	取組姿勢及び成果・効果	○	本業務の目的についての企画提案者の理解を記載した上で、本業務である税務システム構築によって期待できる成果・効果について記載すること。	4	42
2	全般的事項	基本的な考え方	システム開発方法	○	本業務で提供するシステム機能の実現方法について記載すること。システム機能実現方法の記載に当たっては、税務システムの各機能を実現するための開発方法（スクラッチ開発、パッケージ利用、他団体事例活用、既存システム活用）及び設計思想（オブジェクト指向※1の有無）について記載するとともに、本業務における制約事項（例：パッケージ利用時のカスタマイズ制約、サポート体制）についても明記すること。		
3	全般的事項	スケジュール	開発スケジュール	○	本業務における開発スケジュールを記載すること。なお、税務システムの稼働日については、税制改正施行日等を考慮した最適なスケジュール案を提示すること。開発スケジュールの作成に当たっては、一つの作業項目をおおよそ10日～1月程度で設定するとともに、それぞれの作業項目における実施内容や役割分担を記載すること。		
4	全般的事項	体制	実施体制（設計・構築等）	○	本業務の設計・構築等における実施体制を記載すること。実施体制の作成に当たっては、現場責任者を含む主要メンバーの設計・構築等での役割、所属・役職・氏名、業務経歴（税務システムの設計・構築に係るものに限る。団体名・団体人口・対象システムも記載のこと。）、専門分野、本業務の設計・構築等への投入期間を含むこと。		
5	機能要求事項	業務機能	課税事務	○	課税事務について、本県が求めている機能の実現方法及び実現内容を記載すること。特に、不動産取得税における家屋評価の機能について、本県が求めている機能の実現方法及び実現内容を記載すること。	6	244
6	機能要求事項	業務機能	収納管理事務	○	収納管理事務について、本県が求めている機能の実現方法及び実現内容を記載すること。特に、仮収納機能について、本県が求めている機能の実現方法及び実現内容を記載すること。		
7	機能要求事項	業務機能	滞納整理事務	○	滞納整理事務について、本県が求めている機能の実現方法及び実現内容を記載すること。特に、本県が保有する滞納整理支援システム「新リサーチ」及び「48条リサーチ」の実現方法及び実現内容を記載すること。		
8	機能要求事項	業務機能	あて名管理事務	○	あて名管理事務について、本県が求めている機能の実現方法及び実現内容を記載すること。特に、名寄せ機能の実現方法及び実現内容を記載すること。また、「日本語文字管理」機能について、本県が求めている機能要件を満たすことを明示した上で、本県が求めている機能の実現方法、文字同定の作業内容や役割分担を示すことにより、具体的に記載すること。		
9	機能要求事項	業務機能	帳票出力	○	本業務で提供するシステムにおける帳票の出力方法・パターン（バッチ一括、オンライン随時）について示すとともに、本県が求めている各帳票の実現方法を記載すること。		
10	機能要求事項	業務機能	外部連携	○	国税連携、OSS、JNKS等との「データ連携」機能について、本県が求めている機能要件を満たすことを明示した上で、本県が求めている機能の実現方法や実現内容、役割分担等を記載すること。		
11	機能要求事項	業務機能	画面設計における操作性		本業務で提供するシステムについて、利用者にとっての操作性を向上させるため、画面の設計において考慮する点があれば記載すること。		
12	機能要求事項	業務機能	EUC※2機能の操作性		本業務で提供するシステムについて、利用者にとっての操作性を向上させるため、EUC機能の設計において考慮する点があれば記載すること。		
13	機能要求事項	業務機能	機能における拡張性		本業務で提供するシステムについて、稼働後に税制改正等が行われた場合に発生する改修費用を低減するための工夫があれば記載すること。		
14	非機能要求事項	システム環境	トータルコストの削減		本業務で提供するシステムについて、機能のフィット率を以下の式で算出し、記載すること。 機能のフィット率=1 - (カスタマイズ項目数 ÷ 機能数)		
15	非機能要求事項	システム環境	ハードウェア構成	○	本業務で提供するシステムについて、統合サーバを含め災害対策を考慮した構築を行うことを前提としたシステム構成を提示すること。また、統合サーバへの要求スペック及び統合サーバ以外で必要となるハードウェア明細を必要性の根拠と併せて記載すること。		
16	非機能要求事項	システム環境	ハードウェア構成の更改等費用への配慮		提示したシステム構成について、セキュリティレベルの向上が必要になった場合や、サーバを更改する場合等に必要になる費用を抑制するための工夫があれば記載すること。		

項番	評価項目			必須項目	企画提案事項	基礎点	加算点
	大分類	中分類	提案項目				
17	非機能要求事項	システム環境	ハードウェア構成の運用費用への配慮		提示したシステム構成について、項番16の場合以外の運用維持管理業務を想定して、運用維持管理業務に係る費用を抑制するための工夫があれば記載すること。	8	112
18	非機能要求事項	システム環境	ソフトウェア構成	○	本業務で提供するシステムで必要となるソフトウェア明細を必要性の根拠と併せて記載すること。また、統合サーバに求めるソフトウェア明細についても、その根拠と併せて記載すること。		
19	非機能要求事項	システム環境	ソフトウェア構成のセキュリティ運用への配慮		提示したソフトウェア明細について、バージョンアップやセキュリティパッチの適用、セキュリティレベルの向上が必要になった場合等に必要になる費用を抑制するための工夫があれば記載すること。		
20	非機能要求事項	システム環境	ソフトウェア構成の運用費用への配慮		提示したソフトウェア明細について、項番19の場合以外の運用維持管理業務を想定して、運用維持管理業務に係る費用を抑制するための工夫があれば記載すること。		
21	非機能要求事項	システム環境	性能	○	性能要件について、①本県が求めている要件を満たすと考える根拠及び②評価方法について記載すること。		
22	非機能要求事項	システム環境	規模	○	規模要件について、①本県が求めている要件を満たすと考える根拠及び②評価方法について記載すること。		
23	非機能要求事項	システム環境	拡張性	○	拡張性要件について、①本県が求めている要件を満たすと考える根拠及び②評価方法について記載すること。		
24	非機能要求事項	システム環境	完全性	○	完全性要件について、①本県が求めている要件を満たすと考える根拠及び②評価方法について記載すること。		
25	非機能要求事項	システム環境	信頼性	○	信頼性要件について、①本県が求めている要件を満たすと考える根拠及び②評価方法について記載すること。		
26	非機能要求事項	システム環境	セキュリティ対策	○	セキュリティ対策について、①本県が求めている要件を満たすと考える根拠及び②評価方法について記載すること。 なお、税務システムは特定個人情報を保持するため、内閣府技術基準（平成27年内閣府告示第447号）を満たす必要があることに留意すること。		
27	役務に係る事項	設計・構築業務	調査・分析、設計	○	設計・構築業務における仕様書「3-3(1)ア業務内容」のうち、「調査・分析及びヒアリング」から「詳細設計」までの実施に当たって、想定スケジュール、協議内容、役割分担、成果物等について記載すること。	11	123
28	役務に係る事項	設計・構築業務	構築、テスト	○	設計・構築業務における仕様書「3-3(1)ア業務内容」のうち、「構築」及び「テスト」の実施に当たって、想定スケジュール、協議内容、役割分担、成果物等について記載すること。		
29	役務に係る事項	設計・構築業務	貢献度		本業務における実施体制において、県内事業者の役割があれば記載すること。		
30	役務に係る事項	移行業務	移行作業	○	移行業務における「移行作業」の実施に当たって、想定スケジュール、協議内容、役割分担、成果物等について記載すること。		
31	役務に係る事項	研修業務	研修作業	○	研修業務における「研修作業」の実施に当たって、想定スケジュール、協議内容、役割分担、成果物等について記載すること。		
32	役務に係る事項	研修業務	操作マニュアル		項番31の研修作業で使用する操作マニュアルについて、具体的な構成、作成イメージ等を記載すること。		
33	役務に係る事項	プロジェクト管理	スケジュール管理	○	スケジュール管理における実施要領（作業手順、役割分担、報告形態、リスク事項とその対策、問題発生時の対処方法等）について記載すること。		
34	役務に係る事項	プロジェクト管理	コミュニケーション管理	○	コミュニケーション管理における実施要領（作業手順、役割分担、報告形態、リスク事項とその対策、問題発生時の対処方法等）について記載すること。		
35	役務に係る事項	プロジェクト管理	課題管理	○	課題管理における実施要領（作業手順、役割分担、報告形態、リスク事項とその対策、問題発生時の対処方法等）について記載すること。		
36	役務に係る事項	プロジェクト管理	ドキュメント等管理	○	ドキュメント等管理における実施要領（作業手順、役割分担、報告形態、リスク事項とその対策、問題発生時の対処方法等）について記載すること。		
37	役務に係る事項	プロジェクト管理	変更管理	○	変更管理における実施要領（作業手順、役割分担、報告形態、リスク事項とその対策、問題発生時の対処方法等）について記載すること。		

評価項目				必須項目	企画提案事項	基礎点	加算点	
項番	大分類	中分類	提案項目					
38	役務に係る事項	プロジェクト管理	品質管理	○	品質管理における実施要領（作業手順、役割分担、報告形態、リスク事項とその対策、問題発生時の対処方法等）について記載すること。			
39	役務に係る事項	プロジェクト管理	関係者との調整	○	財務会計等関係するシステムの構築・運用・保守事業者や業務主管課等との調整に当たって、想定される調整事項、調整方法、役割分担等について記載すること。			
40	その他	実績	業務実績		過去5年以内に都道府県の税務システムの構築及び運用管理業務を元請けとして受託した実績を記載すること。			
41	その他	運用経費	運用経費	○	新システム稼働後の5年間に係る、運用経費・システム保守経費、合計額を提示すること。なお、記載に際しては現行の税務システム運用維持管理業務の内容に基づく経費であることに留意すること。	1	49	
42	その他	追加提案	稼働後のサポート		別途契約を行うことを前提として、新システム稼働後に不具合や性能低下等の事象が発生した場合に有効と考える対応や、そのための体制について、提案があれば記載すること。			
43	その他	追加提案	その他		本県に対する社会貢献活動等、本県にとって有益となる追加提案があれば記載すること。追加提案に当たっては、特に、本県にとっての有益性を明記すること。			
※1 オブジェクト指向：プログラムを各々動作する部品に分け、部品の組合せでプログラムを作るものであり、従来の構造化プログラミングやデータ指向プログラミングという技法を発展させたものである。特に大規模なソフトウェア開発において有効な考え方であるとされている。 ※2 EUC（エンド・ユーザ・コンピューティング）：情報システムの利用者であるエンド・ユーザ（税務事務担当者）が情報検索等のソフトウェアを用いて情報を取得し活用すること。						合計	30	570

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十八年十月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英	群馬県前橋市亀里町九百番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ベイシア山梨店
 - (二) 所在地 山梨県山梨市落合字塚田五百六十九番地外
- 2 変更した事項
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英	群馬県前橋市亀里町九百番地

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
---------------------------	--------

株式会社ベイシア
代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

- 3 変更の年月日 平成二十八年六月二十三日
- 三 届出年月日 平成二十八年九月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年二月二十日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十八年十月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社ベイシア電器 代表取締役 土屋嘉雄	群馬県前橋市亀里町九百番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ベイシア電器富士吉田店
 - (二) 所在地 山梨県富士吉田市上吉田字城山南千七百五十番外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
---------------------------	--------

株式会社ベイシア
代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

- 3 変更の年月日 平成二十八年六月二十三日
- 三 届出年月日 平成二十八年九月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年二月二十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）
- 二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町
- 三 測量の期間 平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第九号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十月二十日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中第二十三号を第二十四号とし、第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

第六条の三第二項中「第六条第二十一号」を「第六条第二十二号」に改める。

第六条の四第二項中「第六条第九号、第十二号及び第十三号」を「第六条第九号、第

十二号から第十四号まで」に改める。
第六条の五第二項中「第六条第十六号から第二十号まで」を「第六条第十七号から第二十一号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番